

○須高行政事務組合松川苑の設置及び管理 に関する条例

(昭和45年9月30日)

須高衛生施設組合条例第3号)

改正 昭和46年3月4日 須衛組合条例第1号

昭和52年3月5日 須行組合条例第2号

昭和52年6月15日 須行組合条例第3号

昭和56年3月24日 須行組合条例第2号

昭和59年3月19日 須行組合条例第2号

平成4年3月4日 須行組合条例第3号

平成17年3月15日 須行組合条例第2号

(設置)

第1条 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 本組合の火葬場は、松川苑と称し、須坂市大字日滝4,476番地に置く。

(使用料)

第3条 松川苑の使用料は次表に定める額とする。ただし、組合長が特に必要と認め
た場合は、使用料を減免することができる。

2 前項の使用料は、午前8時30分から午後5時までの間の料金とし、時間外の使用
料は5割増とする。

組 織 市 町 村 内 に 組 織 市 町 村 外 に			組 織 市 町 村 外 に			胞 衣 等
住 所 を 有 す る 者	住 所 を 有 す る 者	住 所 を 有 す る 者	住 所 を 有 す る 者	住 所 を 有 す る 者	住 所 を 有 す る 者	
10歳以上	10歳未満	死産児	10歳以上	10歳未満	死産児	
円 16,000	円 10,000	円 6,000	円 40,000	円 24,000	円 12,000	円 4,000

(委任)

第4条 この条例施行に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月4日須衛組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月5日須行組合条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度分の使用料から適用する。

附 則（昭和52年6月15日須行組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日須行組合条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月19日須行組合条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月4日須行組合条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月15日須行組合条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者については、なお従前の例による。